

地下水の水質測定計画について

1 地下水の水質測定

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、図に示す 92 メッシュで、全ての環境基準項目を調査

環境基準項目 28 項目

・自然界に存在する物質 9 項目

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素

・自然界に存在しない物質 19 項目

全シアン、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染井戸の周辺において、汚染範囲の確認と原因究明を行うための調査

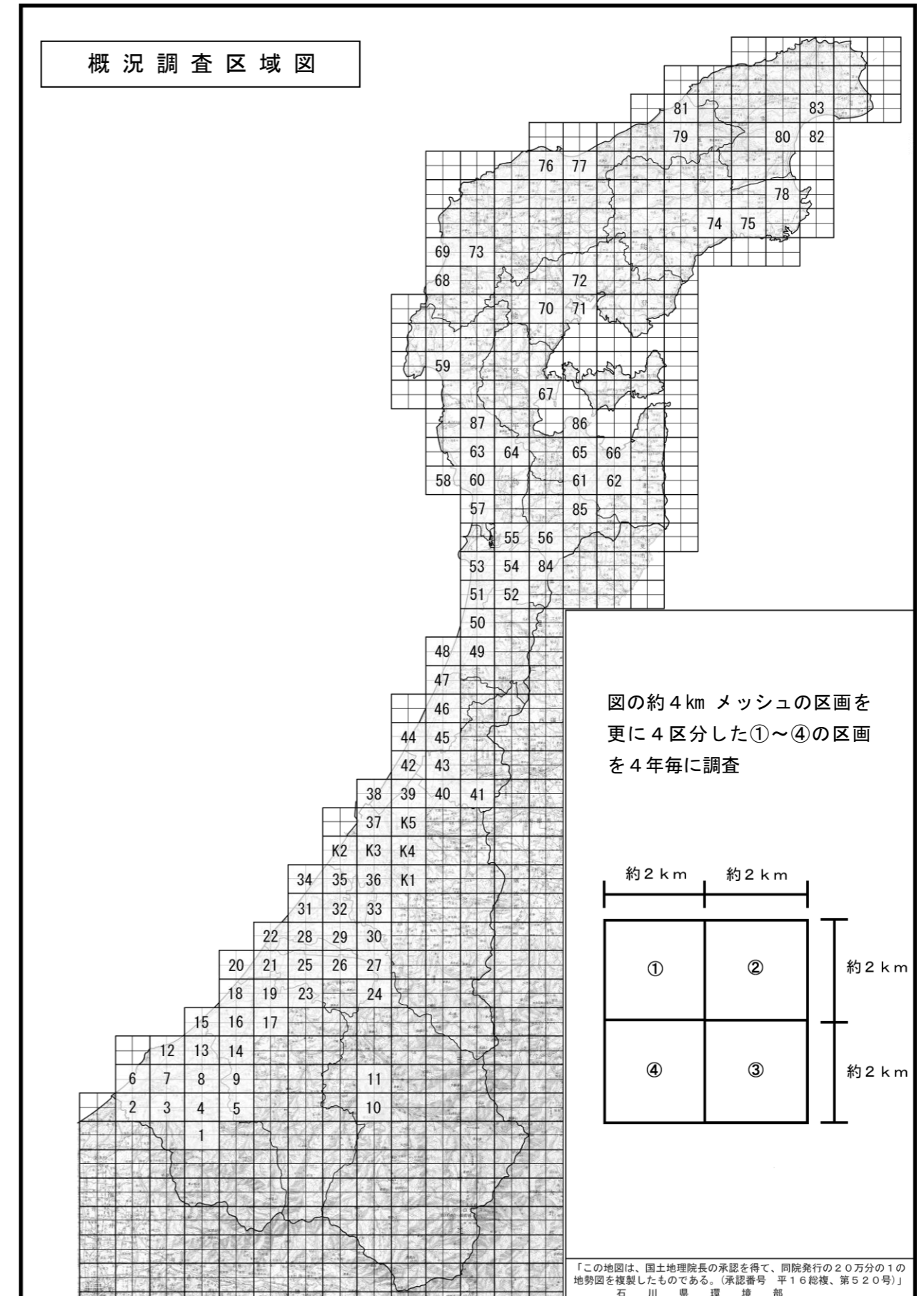
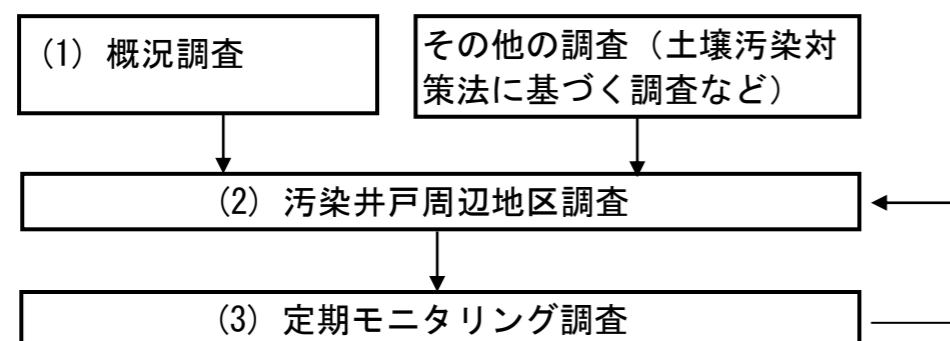
- ・自然界に存在する物質：環境基準超過
- ・自然界に存在しない物質：検出

(3) 定期モニタリング調査

概況調査、汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された井戸における地下水の状況を継続的に監視するための調査

【次の状況が確認できるまで定期モニタリング調査を継続】

- ・自然界に存在する物質：環境基準の70%以下の濃度が3年間継続した場合
- ・自然界に存在しない物質：不検出が3年間継続した場合



2 令和2年度の水質測定結果

(1) 概況調査

区分 項目		調査 件数	環境基準を達成		環境基準を 超過
			不検出	環境基準 以下で検出	
自然界に存在 する物質	ヒ素	76	73	2	1※
	フッ素		62	13	1※
	ホウ素		73	3	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		9	67	0
	鉛		75	1	0
	その他4項目		76	0	0
自然界に存在 しない物質	揮発性有機塩素化合物 (トリクロロエチレン等の10項目)	75	1	0	
	その他7項目	76	0	0	

※同一井戸で基準を超過

(注)揮発性有機塩素化合物:ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

区分 項目		調査 件数	環境基準を達成		環境基準を 超過
			不検出	環境基準 以下で検出	
ヒ素及びフッ素が 環境基準を超過 した井戸周辺	ヒ素	15	5	6	4
	フッ素	15	15	0	0

(3) 定期モニタリング調査

区分 項目		調査 件数	環境基準を達成		環境基準を 超過
			不検出	環境基準 以下で検出	
自然界に存在 する物質	ヒ素	27(26)※	1(3)	2(3)	24(20)
	フッ素	7(6)※	0(0)	3(1)	4(5)
	ホウ素	3(3)※	0(0)	0(1)	3(2)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3(3)	0(0)	2(2)	1(1)
自然界に存在 しない物質	揮発性有機塩素化合物 (トリクロロエチレン等の10項目)	83(75)	10(9)	66(61)	6(5)

※一部、同一井戸で複数項目を調査

(注)括弧内の数値は、令和元年度の調査件数

3 令和3年度水質測定計画(案) (概況調査75地点、定期モニタリング調査125地点)

調査内容		令和2年度 (調査件数)	追加 (調査開始)	終了 (3年不検出等)	令和3年度
概況調査		76	—	—	75
定期モニタリング調査		121	6	2	125
自然界に存在 する物質	ヒ素	27※	5	1	31※
	フッ素	7※	1	0	8※
	ホウ素	3※	0	0	3※
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0	3
自然界に存在 しない物質	揮発性有機塩素化合物 (トリクロロエチレン等の10項目)	83	1	1	83

※一部、同一井戸で複数項目を調査

定期モニタリング井戸の増減理由

追加(調査開始)

ヒ素 : 左頁(1)概況調査で基準を超過した1井
左頁(2)汚染井戸周辺地区調査で基準を超過した4井 } 計5井
フッ素 : 左頁(1)概況調査で基準を超過した1井 計1井
揮発性有機塩素化合物 :
左頁(1)概況調査で環境基準以下で検出された1井 計1井

(※ヒ素、フッ素両方が基準を超過した井戸が1井あるため、合計は6井)

終了(3年不検出等)

ヒ素 : 環境基準の70%以下の濃度が3年間継続した1井 計1井
揮発性有機塩素化合物 :
不検出が3年間継続した1井 計1井